各保育所・認定こども園設置者 様

姫路市こども未来局教育保育部

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、兵庫県がまん延防止等重点措置の対象区域に 指定された令和4年1月27日から、保育所・認定こども園において一定の要件を満たした場合に、市 は利用者に登園の自粛を要請することとしておりました。

その後、3月 21 日にまん延防止等重点措置が解除されましたが、感染者が高止まりしていたことから、当面の間、同取り扱いを継続して適用してきました。

この度、国がマスク着用に係る考え方を示すなど新型コロナウイルス感染症への対応が見直され、また本市においても感染者数が落ち着きを見せている状況を踏まえ、上記の取扱いについて次のとおり見直すこととしましたのでお知らせします。

記

- 1 登園自粛要請について
 - 登園自粛要請については令和4年6月30日(木)をもって終了とする。
- 2 陽性者の報告について 幼保連携政策課への陽性者に関する報告についても7月1日(金)以降は不要とする。
- 3 その他

陽性者及び濃厚接触者への利用者負担額の日割り対応は継続しますので、対象者が発生した場合はこれまで通り、こども保育課まで報告をお願いします。